



私たちに できること。

オゾン層を守り、地球温暖化を防ぐために、
私たちが普段から取り組めることがあります。

フロンを使用した製品を丁寧に取扱いましょう

家庭や職場にはフロンが使われている機器等が多数あります。機器を壊してフロンを漏らしたり、点検・整備のときに不用意にフロンを漏らさないよう、注意して取扱いましょう。

※業務用のフロン使用機器（冷温自動販売機、冷凍・冷蔵・空調機器）などには、フロンが使われている旨の表示があり、みだりにフロンを漏らすとフロン回収・破壊法により罰せられることがあります。

機器の整備を定期的に行い、フロンの漏洩防止に努めましょう。

エアコンやカーエアコンなどの効きが悪くなった場合、フロンが漏れている可能性があります。単に冷媒であるフロンを補充するだけでなく、機器からフロンが漏れてないか、信頼できる専門業者によく点検、修理してもらいましょう。


特に、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器には多量のフロンが入っている場合がありますので、漏れができるだけ少なくなるよう管理することが重要です。

ノンフロン製品を選びましょう

できるだけフロンを使わない（ノンフロン）製品等を選ぶようにしましょう。フロンを漏らさないように管理できれば、フロン使用製品等を使うことは問題ありませんが、製品の故障による漏出や廃棄後の漏出などを考えると、製品を購入するときにフロンを使っていないものを選べないか、よく考えてみましょう。

ノンフロンマーク

右のマークは、ノンフロン製品の目印です。なお、ノンフロン製品に利用されるガスは、可燃性のものや高圧である場合がありますので、適切な管理の下で使用するよう気をつけましょう。



明日のために、ノンフロン。

冷蔵庫を買うとき

家庭用冷蔵庫では、ノンフロンの機種が普及しています。



住宅やビル等を建築・改築するとき

フロンを使わずに作られた断熱ボードやフロンを使わない吹付け断熱材があります。（JIS規格のA種）



自動販売機、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器を買うとき

機種、用途によっては、ノンフロンのものがあります。



ダストブロワー（ほこり取りスプレー）を買うとき

ノンフロン製品が販売され始めています。



フロンの回収に協力しましょう

特定のフロン使用機器を廃棄するときは、法律に従って行う必要があります。機器の種類により、家庭用エアコン・冷蔵庫は家電リサイクル法、カーエアコン（自動車を廃棄するとき）は自動車リサイクル法、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器はフロン回収・破壊法によって規制されており、これらの機器を廃棄するときには、フロンが大気中に放出されないよう、回収して、適切に処理しなくてはなりません。特に、店舗、工場、事務所、ビルなどを改修、解体するときに、建物に据え付けられた冷蔵機器や空調機器からフロンが漏出する可能性がありますので、工事業者とよく相談して、フロン回収を忘れないようにしてください。



フロンの回収って、どうすればいいの？

冷蔵庫・冷凍庫・エアコンを 廃棄するとき



『家電リサイクル法』に基づいて回収されます

製品を購入した小売店か、新たに購入しようとしている小売店に、**引き取り**を依頼しましょう。

引き渡すときに、**収集・運搬料金とリサイクル料金**を支払います。

※収集・運搬料金は小売店ごとに異なります。
※リサイクル料金は製品のメーカーごとに異なります。

リサイクル料金を支払ったら、小売店に**「家電リサイクル券」**を発行してもらいましょう。

家電リサイクル券の「管理票番号」からホームページでリサイクルの状況を確認できます。

フロン

回収され無害化、またはリサイクルされます

鉄、アルミなど

資源としてリサイクルされます

自動車を廃車するとき



『自動車リサイクル法』に基づいて回収されます

都道府県知事・保健所設置市の登録を受けた引取業者（ディーラーや整備業者など）へ**引き渡し**しましょう。

リサイクル料金を支払います。

※リサイクル料金は製品のメーカーごとに異なります。

支払うのはいつ、誰に？

※ 新車を購入する場合は	購入時に	新車ディーラーへ
※ 今後引き続き使用する場合は	車検前までに	運輸支局窓口へ 整備業者へ
車検前に廃車する場合は	廃車時に	引取業者へ

※この場合、廃車時に支払う必要はありません。

フロン

回収され無害化、またはリサイクルされます

鉄、アルミなど

資源としてリサイクルされます

業務用の冷凍空調機器を整備・廃棄するとき

『フロン回収・破壊法』に基づいて回収されます

- ・業務用エアコン
- ・冷蔵用・冷凍用ショーケース
- ・業務用冷凍冷蔵庫
- ・輸送用冷凍ユニットなどは...

- ・都道府県知事の登録を受けた回収業者へ**フロンの回収**を依頼しましょう。
- ・回収してもらうときには、
 - ①法律に基づく**回収依頼書**又は**委託確認書**を交付しましょう（機器の廃棄に伴う回収に限ります）。
 - ②フロンの**回収・運搬・破壊**にかかる料金を支払います。

